

北九州市からの北九州港における港湾区域の変更に係る同意申請について  
(1回目)

1. 日 時

令和5年1月24日(火) 10:30～11:05

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘(会長)、和田貴志(会長代理)

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

港湾局：上田総務課長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 渡真利、本間、宮田、佐藤、廣井、吉元

4. 議事概要

- 港湾局から、北九州市からの北九州港における港湾区域の変更に係る同意申請の概要等について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① 港湾区域内に漁業権は設定されているか。その調整は済んでいるという理解で良いか。
  - ② 拡張の理由としては漂流物の除去等により水域を良好な状態に維持することと、岸壁を利用する船舶の回頭水域の確保だと理解したが、前者の費用負担は北九州市が行うことになるのか。
  - ③ 拡張する範囲において何らかの占有許可の申請が行われる可能性はあるのか。
  - ④ 港湾法上の港湾区域について、港則法の港の範囲を超えないことを原則とする考え方はどのようなものか。
  - ⑤ 拡張する範囲については海岸法の規定は及ばないという理解で良いか。
  - ⑥ シーアンドエアー輸送として人工衛星の輸送を念頭においているとのことであるが、その輸送は恒常的に発生する性質のものではないのではないかと。等について、意見・質問があった。

○ これに対し、港湾局からは、

- ① 今回、港湾区域を拡張する区域において区画漁業権と共同漁業権が設定されている。17の漁協が関係しており、その窓口となる2つの漁協組合長会とは拡張に関する事前説明を行い、同意を得ている。
- ② そうである。港湾管理者としての北九州市が費用を負担することになる。
- ③ 現時点ではそのような計画は聞いていない。もし今後そのような計画がでてくれば、個別事案ごとに対応することになる。
- ④ 制定当時は両者の範囲をなるべく一致させようとする意図があったのではないかとされる。ただ、港湾法の条文のただし書きが例外について規定しており、両者の範囲が一致しないこともありうることは予め想定されていたものと考えている。
- ⑤ そうである。
- ⑥ 人工衛星だけではなく、大型の無人航空機を輸送した例もあると聞いている。施設整備が進むことによって、そういった品目も含めて誘致できるものもあるのではないかと考えている。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。